

小谷村国立公園区域内におけるドローンの飛行ガイドライン

【概要】

小谷村にある中部山岳国立公園及び妙高戸隠連山国立公園は、数多くの野生動植物を有するとともに、多くの観光客の皆様の利用があります。

野生動植物の保護と国立公園に訪れた方々に対して迷惑防止の観点から、航空法及びその他関係法令に定めるものの他、必要な事項を定めることにより、小谷村国立公園区域内の自然環境保全並びに公園利用者の安全確保及び快適な利用環境を維持することを目的とします。原則飛行禁止である当該区域にてドローンを飛行させる場合は、本ガイドラインに添った取り扱いをお願いします。

【飛行ガイドライン】

1. 対象とするドローン

200 g 未満のトイドローンを含む全てのドローン

2. 対象区域

小谷村内の中部山岳国立公園及び妙高戸隠連山国立公園区域内

3. ドローンの飛行を行う者及び飛行目的

(1) ドローンの飛行を行う者

国、地方公共団体、教育機関、学術研究機関、報道機関、地元観光協会及び小谷村観光連盟及びこれらに類する機関から委託を受けた者
(個人的な飛行は撮影不可)

(2) 飛行目的

- ア 調査研究によるもの
- イ 観光または自然環境の広報によるもの

4. 飛行に必要な事項

操縦者は、国土交通省航空局ホームページに掲載されている無人飛行機の講習団体及び管理団体が掲載日以降に発行した技能証明書等を有する者に限る(調査研究を目的とした飛行の場合を除く)。また、使用するドローンについては、GPS 機能を有し、あらかじめ損害賠償保険に加入済みのものに限る。

5. 飛行を禁止とする日

国立公園内の安全確保及び快適な利用環境の維持の観点から、次の日及び時間は原則飛行を禁止とする。

- (1) 土日及び祝祭日
- (2) イベントの開催日(開園祭等)
- (3) 夜間(日没から日の出)
- (4) 次に掲げる繁忙期間

- ① 7月15日から8月20日まで
- ② 9月20日から10月10日まで

6. 飛行の注意事項

- (1) 飛行にあたっては、公園利用者及び野生動植物に配慮すること。
- (2) 木道から外れることなく湿原内に立ち入らないこと。
- (3) ライチョウ・猛禽類等の野生動物を確認したときは飛行を中止する等、野生動物の保護に配慮すること。
- (4) ヘリコプター等の飛行を確認したときは飛行を中止し、ヘリコプター運航の妨げにならないようにすること。
- (5) 飛行の際は操縦者1人では行わず、必ず補助者（周辺の来園者の誘導等を行う者）を1人以上つけること。

7. 墜落した場合の措置

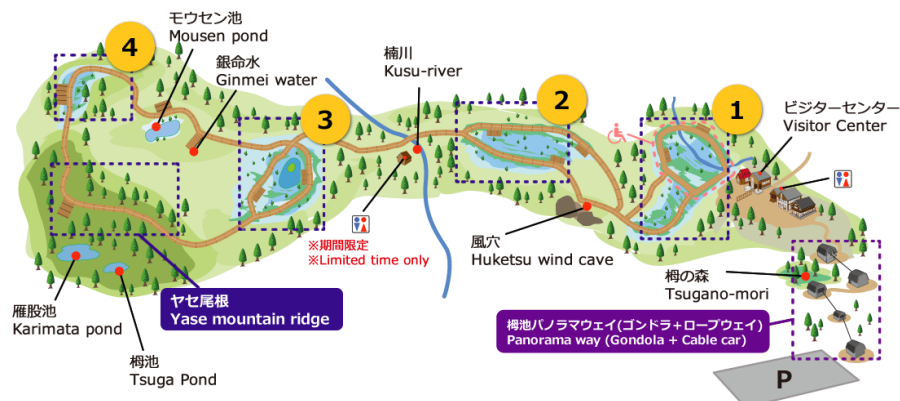
墜落させてしまった場合、小谷村の指示に従い、ドローンの回収及び墜落場所の現状復帰に努めること。（希少な高山植物等が自生する湿原内へ墜落させた場合、環境省との協議が必要となり、回収にあたっては植生物及び湿原への負荷が最小限となるよう専門家の指導のもと行うこととなる。）

8. 届出及び報告

国立公園内でドローンを飛行させる場合には、事前に環境省及び中信森林管理署（飛行範囲が国有林に当たる場合）に相談を行い、原則10日前までに小谷村長に対し、無人航空機（ドローン）飛行計画書（様式1）を提出するものとする。なお、操縦者及び補助者は飛行の際、交付した無人航空機（ドローン）飛行許可証（様式2）を携帯すること。また、飛行後は原則30日以内に無人航空機（ドローン）飛行報告書（様式3）を小谷村長に対し、提出するものとする。

【杵池自然園周辺の条件】

- ・ 杵池自然園開園期間中は、杵池ビジターセンターと飛行エリアについて確認及び調整を行うこと
- ・ 操縦者及び補助者は飛行の際、交付した飛行許可証（様式2）を杵池ビジターセンターに提示し、指定の腕章を着用すること
- ・ 杵池自然園周辺は以下の図に示す範囲とする



(1) 事前相談先

- ① 【中部山岳国立公園区域内】環境省中部山岳国立公園管理事務所

電話：0263-94-2024

- ② 【妙高戸隠連山国立公園区域内】環境省戸隠自然保護官事務所

電話：026-254-3060

環境省の基本的ルール

https://chubu.env.go.jp/shinetsu/pre_2022/drone_R4.html

- ③ 【飛行範囲が国有林を含む場合】中信森林管理署

電話：050-3160-6050

(2) 無人航空機（ドローン）飛行計画書提出先

小谷村役場 観光地域振興課 観光商工係

電話：0261-82-2585（係直通）

E-mail：kanko@vill.otari.nagano.jp

9. 飛行許可の取消

申請者が下記の行為をした場合、許可者（小谷村）は許可を取り消す場合がある。

- (1) 国立公園内において迷惑行為が確認された場合
- (2) 野生動植物への影響が確認された場合
- (3) 地権者及び自然園管理者の指示や警告に従わなかった場合

10. その他留意事項

- (1) 届出内容は関係者と共有され、飛行にあたり協議が必要となる場合があります。
- (2) 本ガイドラインは捜索救助及び被災状況確認等の緊急飛行には適用しません。
- (3) 気象条件、環境保全等の観点より、飛行をお断りする場合があります。
- (4) 本ガイドラインは、ドローンに関する法律の改正、国立公園区域内の環境・利用状況に応じて、適宜見直しを行います。

令和5年4月1日

小谷村

様式 1

無人航空機（ドローン）飛行計画書

年 月 日

小谷村長 様

所在地

氏名

携帯電話

メールアドレス

飛行の目的				
飛行の日時	(天候等を考慮し許可日から1週間程度を余裕期間とする)			
飛行の場所	(詳細は別添地図のとおり)			
飛行の高度	地表等からの高度 m			
使用する機体	製造社名		名称	
	重量		製造番号	
補助者	住所 氏名 連絡先			
その他	【第三者賠償責任保険への加入状況】 ☐ 加入している (対人・対物)			
	保険会社名			
	商品名			
	保証金額			
	証券番号			

【小谷村記入欄】

- 国有林：中信森林管理署の許可 (必要 ・ 不要)
- 国立公園内：環境省への問い掛け (行った ・ 行っていない)
- 飛行高度が150mを超える場合：国土交通省の許可 (必要 ・ 不要)
- 関係事業者の許可 (必要 ・ 不要)

様式 2

無人航空機（ドローン）飛行許可証

年 月 日

住所
氏名

小谷村長

年 月 日付提出の「無人航空機（ドローン）飛行計画書」の内容を次の条件を付して許可する。

記

1 飛行の目的

2 飛行日時

3 飛行場所

4 条件

- ・ 飛行時はこの許可証を携帯すること。
- ・ 飛行時及び墜落等事故があった場合は小谷村並びに関係者の指示に従うこと。
- ・ 無人飛行機の飛行にあたっては、航空法等関係法令を遵守し、事故防止に万全を期すこと。
- ・ 国有林内における飛行については、中信森林管理署の指示に従うこと。
- ・ 飛行時は周辺に注意し、ライチョウ・猛禽類等希少野生動物の飛来やヘリコプターの飛行が確認された際は、飛行を中止すること。
- ・ 一般利用者が集まる場所での飛行はしないこと。
- ・ 計画書内記載範囲外での無許可飛行は行なわないこと。

様式 3

無人航空機（ドローン）飛行報告書

年 月 日

小谷村長 様

所在地 _____

氏名 _____

携帯電話 _____

メールアドレス _____

下記のとおり、ドローンの飛行を行いましたので、報告いたします。

飛行の目的	
飛行の日時	
飛行の場所	(詳細は別添地図のとおり)
飛行時の写真	(別添のとおり)
特記事項	